

令和 3 年 12 月

第 4 回尼崎市議会定例会議案

目 次

< 予算 >

- 議案第 8 2 号 令和 3 年度尼崎市一般会計補正予算（第 1 1 号）
- 議案第 8 3 号 令和 3 年度尼崎市特別会計国民健康保険事業費補正予算（第 1 号）
- 議案第 8 4 号 令和 3 年度尼崎市特別会計介護保険事業費補正予算（第 1 号）

< 条例 >

- 議案第 8 5 号 尼崎市立地域総合センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第 8 6 号 尼崎市国民健康保険条例の一部を改正する条例について
- 議案第 8 7 号 尼崎市立保育所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第 8 8 号 尼崎市建築物等関係事務手数料条例の一部を改正する条例について

< その他 >

- 議案第 8 9 号 工事請負契約について（本庁舎中館受変電設備改修工事）
- 議案第 9 0 号 権利の放棄について（災害援護資金の貸付けを受けた者の連帯保証人に対して有する権利）
- 議案第 9 1 号 指定管理者の指定について（尼崎市立すこやかプラザ）
- 議案第 9 2 号 指定管理者の指定について（尼崎市立美方高原自然の家）
- 議案第 9 3 号 指定管理者の指定について（尼崎市立青少年いこいの家）
- 議案第 9 4 号 和解について（土地引渡し等反訴請求事件）
- 議案第 9 5 号 市道路線の認定、廃止、一部廃止及び変更について
- 議案第 9 6 号 指定管理者の指定について（橘公園、小田南公園、西向島公園及び猪名川公園並びに尼崎市立魚つり公園

(軟式野球場及び多目的運動広場に限り。)

議案第 97 号

負担付きの寄附の受納について

予 算

議案第 8 2 号

令和 3 年度尼崎市一般会計補正予算（第 1 1 号）

令和 3 年度尼崎市の一般会計補正予算（第 1 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 5 4 4 , 1 8 4 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 2 2 2 , 7 0 8 , 3 7 9 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

第 2 条 債務負担行為の追加は、「第 2 表債務負担行為補正」による。

（市債の補正）

第 3 条 市債の変更は、「第 3 表市債補正」による。

令和 3 年 1 2 月 7 日提出

尼崎市長 稲 村 和 美

第1表 歳入歳出予算補正

(単位 千円)

歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
20 地方交付税		9,497,130	584,525	10,081,655
	05 地方交付税	9,497,130	584,525	10,081,655
40 国庫支出金		60,730,918	18,524	60,749,442
	10 国庫補助金	13,618,761	17,524	13,636,285
	15 国庫委託金	183,816	1,000	184,816
45 県支出金		14,388,460	△ 6,879	14,381,581
	20 県委託金	446,905	△ 6,879	440,026
70 諸収入		7,625,702	6,714	7,632,416
	30 雑収入	5,639,632	6,714	5,646,346
75 市債		26,123,000	△ 58,700	26,064,300
	05 市債	26,123,000	△ 58,700	26,064,300
歳入合計		222,164,195	544,184	222,708,379

歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
05 議 会 費		821,833	△ 13,451	808,382
	05 議 会 費	821,833	△ 13,451	808,382
10 総 務 費		16,710,110	5,500	16,715,610
	05 総 務 管 理 費	13,219,239	△ 24,817	13,194,422
	10 徴 税 費	1,471,048	△ 1,972	1,469,076
	15 戸 籍 住 民 基 本 台 帳 費	1,331,589	43,490	1,375,079
	20 選 挙 費	530,402	△ 18,010	512,392
	25 統 計 調 査 費	47,363	△ 1,169	46,194
	30 監 査 委 員 費	110,469	7,978	118,447
15 民 生 費		110,374,607	△ 142,594	110,232,013
	05 社 会 福 祉 費	40,770,420	99,627	40,870,047
	10 児 童 福 祉 費	34,306,856	△ 67,300	34,239,556
	15 生 活 保 護 費	33,572,014	△ 81,894	33,490,120
	25 青 少 年 費	1,725,317	△ 93,027	1,632,290
20 衛 生 費		19,259,192	387,615	19,646,807
	05 保 健 衛 生 費	11,761,443	2,461	11,763,904
	10 保 健 所 費	1,066,823	362,452	1,429,275
	15 衛 生 研 究 所 費	203,026	31,344	234,370
	20 環 境 保 全 費	317,598	6,551	324,149
	25 清 掃 費	5,910,302	△ 15,193	5,895,109
25 労 働 費		352,730	△ 15,893	336,837
	10 労 働 諸 費	352,730	△ 15,893	336,837
30 農 林 水 産 業 費		134,842	7,564	142,406
	05 農 業 費	134,842	7,564	142,406

款	項	補正前の額	補正額	計
35 商 工 費		2,904,763	50,481	2,955,244
	05 商 工 費	2,904,763	50,481	2,955,244
40 土 木 費		16,449,945	101,028	16,550,973
	05 土 木 管 理 費	5,356,568	19,795	5,376,363
	10 道 路 橋 り よ う 費	2,302,964	24,059	2,327,023
	20 河 川 水 路 費	761,687	5,688	767,375
	25 港 湾 費	10,408	△ 1,205	9,203
	30 都 市 計 画 費	4,120,197	12,954	4,133,151
	40 住 宅 費	3,898,121	39,737	3,937,858
45 消 防 費		4,947,502	33,207	4,980,709
	05 消 防 費	4,947,502	33,207	4,980,709
50 教 育 費		19,535,113	130,727	19,665,840
	05 教 育 総 務 費	5,817,213	△ 23,303	5,793,910
	10 小 学 校 費	1,546,452	13,465	1,559,917
	15 中 学 校 費	1,041,985	△ 21,342	1,020,643
	20 高 等 学 校 費	2,132,013	68,471	2,200,484
	25 幼 稚 園 費	538,579	△ 12,933	525,646
	30 特 別 支 援 学 校 費	232,162	△ 3,151	229,011
	35 社 会 教 育 費	878,386	19,652	898,038
	40 保 健 体 育 費	7,348,323	89,868	7,438,191
歳 出 合 計		222,164,195	544,184	222,708,379

第2表 債務負担行為補正

(単位 千円)

追 加

事 項	期 間	限 度 額
尼崎市社会福祉協議会補助金	令和4年度	110,671
小田南公園関係事業	令和46年度	小田南公園の維持管理経費相当額1,240,000千円の外、阪神電気鉄道株式会社から寄附を受ける物件が都市公園としての供用を開始した日から40年を経過する日までの、小田南公園未供用（尼崎市杭瀬南新町3丁目56番2外9筆）の土地使用料相当額並びに阪神電気鉄道株式会社及び株式会社阪神タイガースが小田南公園に関して負担する固定資産税、都市計画税及び事業所税相当額の総額

第3表 市債補正

(単位 千円)

変 更

起債の目的	補正前	補正後
学校施設整備事業費	限度額 2,491,200	限度額 2,511,200

一 般 会 計

予 算 説 明 書

(補正 1 1 号)

議82-8

1 歳入歳出予算事項別明細書

歳 入

20 地方交付税

(単位 千円)

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
20 款 地方交付税	9,497,130	584,525	10,081,655			
05 項 地方交付税	9,497,130	584,525	10,081,655			
05 目 地方交付税	9,497,130	584,525	10,081,655	地方交付税	584,525	○ (資産統括局) 補正財源として地方交付税を補正 584,525

歳 入

40 国庫支出金

(単位 千円)

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
40 款 国庫支出金	60,730,918	18,524	60,749,442			
10 項 国庫補助金	13,618,761	17,524	13,636,285			
10 目 総務費補助金	2,624,800	△10,082	2,614,718	個人番号カード交付事務費補助金	△10,082	○ (総務局) 個人番号カード交付事業に係る人件費補正に伴う補正 △10,082
20 目 衛生費補助金	1,919,911	5,316	1,925,227	健康増進対策費補助金	5,316	○ (健康福祉局) 補助率 2/3 5,316 健(検)診情報についてマイナンバー制度を活用するためのシステム改修に伴う補正
50 目 教育費補助金	690,745	22,290	713,035	学校施設環境改善交付金	22,290	○ (教育委員会事務局) 補助率 1/2 22,290 学校給食センターの施設購入費の増額に伴う補正

議82-10

歳 入

40 国庫支出金

(単位 千円)

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
15 項 国庫委託金	183,816	1,000	184,816			
10 目 総務費委託金	26,632	1,000	27,632	経済センサ ス調査委託 金	1,000	○ (総務局) 経済センサス調査委託に係る人件費補正に 伴う補正 1,000

歳 入

45 県支出金

(単位 千円)

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
45 款 県支出金	14,388,460	△6,879	14,381,581			
20 項 県委託金	446,905	△6,879	440,026			
10 目 総務費委託金	249,556	△6,879	242,677	選挙委託金	△6,879	○ (選挙管理委員会事務局) 衆議院議員総選挙等に係る人件費補正に伴 う補正 △6,879

議82-12

歳 入

70 諸 収 入

(単位 千円)

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
70 款 諸 収 入	7,625,702	6,714	7,632,416			
30 項 雑 入	5,639,632	6,714	5,646,346			
20 目 雑 入	5,639,629	6,714	5,646,343	派遣職員等 人件費負担 金	6,714	○ (総務局) 派遣職員に係る人件費補正に伴う補正 7,858 ○ (都市整備局) 派遣職員に係る人件費補正に伴う補正 △1,144

歳 入

75 市 債

(単位 千円)

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
75 款 市 債	26,123,000	△58,700	26,064,300			
05 項 市 債	26,123,000	△58,700	26,064,300			
10 目 総 務 債	1,958,400	△78,700	1,879,700	社会福祉施設整備事業債	△78,700	○ (総合政策局) 社協会館移転先施設の工事に伴う経費の一部補助に係る予算の減額に伴う補正 △78,700
50 目 教 育 債	2,751,100	20,000	2,771,100	学校施設整備事業債	20,000	○ (教育委員会事務局) 学校給食センターの施設購入費の増額に伴う補正 20,000

歳 出

10 総務費

(単位 千円)

款項目	補正前の額	補正額	計	財源内訳	節		説明
					区分	金額	
10 款 総務費	16,710,110	5,500	16,715,610	特定財源 △86,803 一般財源 92,303			
05 項 総務管理費	13,219,239	△24,817	13,194,422	特定財源 △70,842 一般財源 46,025			
05 目 一般管理費	7,074,614	58,914	7,133,528	その他 7,858 一般財源 51,056	1 報 酬	16,384	○ 職員給与費 市長・副市長 3人 △6
					2 給 料	△41,715	○ 職員給与費 一般職（会計年度任用職員を除く。） 386人（ほか短時間勤務職員10人） △5,318
					3 職員手当等	39,399	○ 職員給与費 会計年度任用職員（行政事務員） 50人 6,856
					4 共 済 費	△4,634	○ 職員給与費 会計年度任用職員（事務補助員）（会計管理室） 1,018
					8 旅 費	211	○ 会計管理室関係事業費 8 ○ 職員給与費 会計年度任用職員（事務補助員）（危機管理安全局） 1,813
					12 委 託 料	6,554	○ 職員給与費 会計年度任用職員（事務補助員）（総合政策局） 5,201
					17 備品購入費	42,715	○ 職員給与費 会計年度任用職員（事務補助員）（資産統括局） 2,423
							○ その他諸経費 203

歳 出

10 総務費

(単位 千円)

款項目	補正前の額	補 正 額	計	財源内訳	節		説 明	
					区 分	金 額		
10 項 徴 税 費	1,471,048	△1,972	1,469,076	特定財源 0 一般財源 △1,972				
05 目 税務総務費	976,812	△1,972	974,840	一般財源 △1,972	1 報 酬	9,780	○ 職員給与費 一般職（会計年度任用職員を除く。） 112人（ほか短時間勤務職員4人）	△14,346
					2 給 料	△11,176	○ 職員給与費 会計年度任用職員（行政事務員） 38人	△4,151
					3 職員手当等	△2,410	○ 職員給与費 会計年度任用職員（事務補助員）（資産統括局）	16,028
					4 共 済 費	1,129	○ 委員報酬 6人	△208
					8 旅 費	705	○ その他諸経費	705

歳 出

10 総務費

(単位 千円)

款項目	補正前の額	補 正 額	計	財源内訳	節		説 明
					区 分	金 額	
20 項 選 挙 費	530,402	△18,010	512,392	特定財源 △6,879 一般財源 △11,131			
05 目 選挙管理委 員会費	95,509	△10,160	85,349	一般財源 △10,160	2 給 料	△4,495	○ 職員給与費 一般職（会計年度任用職員を除く。） 12人 △10,160
					3 職員手当等	△5,218	
					4 共 済 費	△447	
10 目 衆議院議員 選挙費	131,060	△5,301	125,759	県支出金 △5,301	1 報 酬	△194	○ 投票立会人等報酬（選挙管理委員会事務局） △194 ○ 投票事務従事者等職員手当 △5,107
					3 職員手当等	△5,107	
20 目 知事選挙費	118,260	△1,578	116,682	県支出金 △1,578	1 報 酬	△311	○ 職員給与費 会計年度任用職員（事務補助員）（選挙管理委員会事務局） △311 ○ 投票事務従事者等職員手当 △1,267
					3 職員手当等	△1,267	
35 目 市議会議員 選挙費	185,573	△971	184,602	一般財源 △971	1 報 酬	△607	○ 職員給与費 会計年度任用職員（事務補助員）（選挙管理委員会事務局） △435

歳 出

10 総務費

(単位 千円)

款項目	補正前の額	補 正 額	計	財源内訳	節		説 明
					区 分	金 額	
25 項 統計調査費	47,363	△1,169	46,194	特定財源 1,000 一般財源 △2,169			
05 目 統計調査費	47,363	△1,169	46,194	国庫支出金 1,000 一般財源 △2,169	1 報 酬	708	○ 職員給与費 一般職（会計年度任用職員を除く。） 2人 △1,984 ○ 職員給与費 会計年度任用職員（事務補助員）（総務局） 815
					2 給 料	△1,377	
					3 職員手当等	△314	
					4 共 済 費	△186	

歳 出

15 民生費

(単位 千円)

款項目	補正前の額	補 正 額	計	財源内訳	節		説 明	
					区 分	金 額		
15 款 民生費	110,374,607	△142,594	110,232,013	特定財源 △192 一般財源 △142,402				
05 項 社会福祉費	40,770,420	99,627	40,870,047	特定財源 0 一般財源 99,627				
05 目 社会福祉総 務費	22,525,225	72,583	22,597,808	一般財源 72,583	1 報 酬	5,617	○ 職員給与費 一般職（会計年度任用職員を除く。） 153人（ほか短時間勤務職員2人）	6,435
					2 給 料	△12,196	○ 職員給与費 会計年度任用職員（行政事務員） 82人	△24,818
					3 職員手当等	17,866	○ 職員給与費 会計年度任用職員（事務補助員）（総合政策局）	146
					4 共 済 費	△1,798	○ 参与報酬等 1人	159
					8 旅 費	600	○ その他諸経費	118
					27 繰 出 金	62,494	○ 職員給与費 会計年度任用職員（事務補助員）（総務局）	5,278
							○ 国民健康保険事業費会計繰出金	24,679
		○ 職員給与費 会計年度任用職員（事務補助員）（健康福祉局）	24,715					
		○ 委員等報酬 103人	△2,426					
		○ 介護保険事業費会計繰出金	37,815					

歳 出

15 民生費

(単位 千円)

款項目	補正前の額	補 正 額	計	財源内訳	節		説 明	
					区 分	金 額		
10 項 児童福祉費	34,306,856	△67,300	34,239,556	特定財源 △192 一般財源 △67,108				
05 目 児童福祉総 務費	20,594,699	△67,300	20,527,399	その他 △192 一般財源 △67,108	1 報 酬	△1,722	○ 職員給与費 一般職（会計年度任用職員を除く。） 354人（ほか短時間勤務職員15人）	△41,248
					2 給 料	△14,141	○ 職員給与費 会計年度任用職員（行政事務員） 248人	△16,925
					3 職員手当等	△41,202	○ 職員給与費 会計年度任用職員（事務補助員）（こども青少年局）	4,190
					4 共 済 費	3,082	○ 職員旅費	△13,317
					8 旅 費	△13,317		

歳 出

15 民生費

(単位 千円)

款項目	補正前の額	補 正 額	計	財源内訳	節		説 明	
					区 分	金 額		
25 項 青少年費	1,725,317	△93,027	1,632,290	特定財源 0 一般財源 △93,027				
05 目 青少年総務費	1,200,518	△93,027	1,107,491	一般財源 △93,027	1 報 酬	△28,558	○ 職員給与費 一般職（会計年度任用職員を除く。） 12人	△26,084
					2 給 料	△13,503	○ 職員給与費 会計年度任用職員（行政事務員） 262人	△41,556
					3 職員手当等	△30,798	○ 職員給与費 会計年度任用職員（事務補助員）（こども青少年局）	△6,455
					4 共 済 費	△1,046	○ 委員等報酬 22人	190
					8 旅 費	△19,122	○ 職員旅費	△19,122

歳 出

20 衛生費

(単位 千円)

款項目	補正前の額	補 正 額	計	財源内訳	節		説 明
					区 分	金 額	
25 目 予防衛生費	541,917	△522	541,395	一般財源 △522	1 報 酬	△522	○ 委員報酬 24人(健康福祉局) △522
30 目 母子保健対策費	754,414	105	754,519	一般財源 105	1 報 酬	105	○ 職員給与費 会計年度任用職員(事務補助員) (健康福祉局) 105
55 目 公害病補償費	2,818,859	△231	2,818,628	一般財源 △231	1 報 酬	△231	○ 委員報酬 16人(健康福祉局) △231

歳 出

20 衛生費

(単位 千円)

款項目	補正前の額	補 正 額	計	財源内訳	節		説 明
					区 分	金 額	
15 項 衛生研究所 費	203,026	31,344	234,370	特定財源 0 一般財源 31,344			
05 目 衛生研究所 費	203,026	31,344	234,370	一般財源 31,344	1 報 酬	△1,742	○ 職員給与費 一般職（会計年度任用職員を除く。） 15人 33,064
					2 給 料	8,020	○ 職員給与費 会計年度任用職員（行政事務員） 4人 △1,939
					3 職員手当等	20,088	○ 施設維持管理事業費（健康福祉局） 219
					4 共 済 費	4,759	
					8 旅 費	219	

歳 出

20 衛生費

(単位 千円)

款項目	補正前の額	補 正 額	計	財源内訳	節		説 明	
					区 分	金 額		
25 項 清 掃 費	5,910,302	△15,193	5,895,109	特定財源 0 一般財源 △15,193				
05 目 清 掃 総 務 費	2,051,961	△15,193	2,036,768	一般財源 △15,193	1 報 酬	10,966	○ 職員給与費 一般職（会計年度任用職員を除く。） 190人（ほか短時間勤務職員1人） ○ 職員給与費 会計年度任用職員（事務補助員）（経済環境局）	△30,656 15,463
					2 給 料	3,160		
					3 職員手当等	△37,266		
					4 共 済 費	7,947		

歳 出

30 農林水産業費

(単位 千円)

款項目	補正前の額	補 正 額	計	財源内訳	節		説 明
					区 分	金 額	
30 款 農林水産業費	134,842	7,564	142,406	特定財源 0 一般財源 7,564			
05 項 農 業 費	134,842	7,564	142,406	特定財源 0 一般財源 7,564			
10 目 農業総務費	82,607	7,564	90,171	一般財源 7,564	2 給 料	5,069	○ 職員給与費 一般職（会計年度任用職員を除く。） 11人 7,564
					3 職員手当等	472	
					4 共 済 費	2,023	

歳 出

40 土木費

(単位 千円)

款項目	補正前の額	補正額	計	財源内訳	節		説明
					区分	金額	
40 款 土木費	16,449,945	101,028	16,550,973	特定財源 △1,144 一般財源 102,172			
05 項 土木管理費	5,356,568	19,795	5,376,363	特定財源 0 一般財源 19,795			
05 目 土木総務費	5,349,870	19,795	5,369,665	一般財源 19,795	1 報 酬	△1,611	○ 職員給与費 一般職（会計年度任用職員を除く。） 51人 21,744
					2 給 料	8,502	○ 職員給与費 会計年度任用職員（行政事務員） 5人 △6,876
					3 職員手当等	8,111	○ 職員給与費 会計年度任用職員（事務補助員）（都市整備局） 5,382
					4 共 済 費	5,248	○ その他諸経費 △455
					8 旅 費	△455	

歳 出

40 土木費

(単位 千円)

款項目	補正前の額	補 正 額	計	財源内訳	節		説 明
					区 分	金 額	
20 項 河川水路費	761,687	5,688	767,375	特定財源 0 一般財源 5,688			
05 目 河川水路総 務費	53,375	3,337	56,712	一般財源 3,337	1 報 酬	317	○ 職員給与費 一般職（会計年度任用職員を除く。） 7人 2,812
					2 給 料	2,251	○ 職員給与費 会計年度任用職員（行政事務員） 0人 △2,186
					3 職員手当等	51	○ 職員給与費 会計年度任用職員（事務補助員）（都市整備局） 2,711
					4 共 済 費	718	
10 目 河 川 費	338,061	1,797	339,858	一般財源 1,797	3 職員手当等	2,343	○ 職員給与費 一般職（会計年度任用職員を除く。） 5人 1,797
					4 共 済 費	△546	
20 目 水 路 費	220,502	554	221,056	一般財源 554	3 職員手当等	535	○ 職員給与費 一般職（会計年度任用職員を除く。） 2人 554
					4 共 済 費	19	

歳 出

40 土木費

(単位 千円)

款項目	補正前の額	補 正 額	計	財源内訳	節		説 明	
					区 分	金 額		
30 項 都市計画費	4,120,197	12,954	4,133,151	特定財源 △1,548 一般財源 14,502				
05 目 都市計画総 務費	503,760	30,669	534,429	一般財源 30,669	1 報 酬	7,448	○ 職員給与費 一般職（会計年度任用職員を除く。） 57人（ほか短時間勤務職員1人）	20,688
					2 給 料	9,371	○ 職員給与費 会計年度任用職員（行政事務員） 3人	3,244
					3 職員手当等	7,014	○ 職員給与費 会計年度任用職員（事務補助員）（都市整備局）	6,425
					4 共 済 費	6,524	○ その他諸経費	312
					8 旅 費	312		
20 目 都市再開発 事業費	194,734	300	195,034	一般財源 300	2 給 料	249	○ 職員給与費 一般職（会計年度任用職員を除く。） 3人	300
					3 職員手当等	△277		
					4 共 済 費	328		

議82-42

歳 出
40 土木費

(単位 千円)

款項目	補正前の額	補 正 額	計	財源内訳	節		説 明
					区 分	金 額	
25 目 公園費	2,411,960	△2,765	2,409,195	一般財源 △2,765	1 報 酬	△1,067	○ 職員給与費 一般職（会計年度任用職員を除く。） 24人（ほか短時間勤務職員1人） ○ 職員給与費 会計年度任用職員（行政事務員） 0人 ○ 職員給与費 会計年度任用職員（事務補助員）（都市整備局） 309 ○ その他諸経費 198
					2 給 料	△2,484	
					3 職員手当等	1,414	
					4 共 済 費	△826	
					8 旅 費	198	
35 目 街路事業費	758,935	△14,044	744,891	その他 △1,548 一般財源 △12,496	2 給 料	△7,888	○ 職員給与費 一般職（会計年度任用職員を除く。） 5人
					3 職員手当等	△3,248	
					4 共 済 費	△2,908	
55 目 土地区画整理費	241,325	△1,206	240,119	一般財源 △1,206	2 給 料	△132	○ 職員給与費 一般職（会計年度任用職員を除く。） 1人
					3 職員手当等	△876	

歳 出

40 土木費

(単位 千円)

款項目	補正前の額	補 正 額	計	財源内訳	節		説 明
					区 分	金 額	
					4 共 済 費	△198	

歳 出

40 土木費

(単位 千円)

款項目	補正前の額	補 正 額	計	財源内訳	節		説 明
					区 分	金 額	
15 目 住宅建設費	1,858,873	2,592	1,861,465	一般財源 2,592	3 職員手当等	2,224	○ 職員給与費 一般職（会計年度任用職員を除く。） 5人 2,592
					4 共 済 費	368	
20 目 住環境整備 事業費	94,643	629	95,272	一般財源 629	2 給 料	△143	○ 職員給与費 一般職（会計年度任用職員を除く。） 2人 629
					3 職員手当等	921	
					4 共 済 費	△149	

歳 出

50 教育費

(単位 千円)

款項目	補正前の額	補正額	計	財源内訳	節		説明
					区分	金額	
50 款 教育費	19,535,113	130,727	19,665,840	特定財源 42,290 一般財源 88,437			
05 項 教育総務費	5,817,213	△23,303	5,793,910	特定財源 0 一般財源 △23,303			
10 目 事務局費	1,594,154	△17,015	1,577,139	一般財源 △17,015	1 報 酬	1,230	○ 職員給与費 教育長 1人 △1,708
					2 給 料	△12,848	○ 職員給与費 一般職（会計年度任用職員を除く。） 118人（ほか短時間勤務職員1人） △14,859
					3 職員手当等	△940	○ 職員給与費 会計年度任用職員（行政事務員） 35人 4,513
					4 共 済 費	△4,313	○ 職員給与費 会計年度任用職員（事務補助員）（教育委員会事務局） △2,873
					8 旅 費	△144	○ 顧問報酬 1人 △1,944 ○ 職員旅費 △144
15 目 学校指導費	855,286	△6,288	848,998	一般財源 △6,288	1 報 酬	△7,534	○ 職員給与費 会計年度任用職員（行政事務員） 85人 △4,196
					3 職員手当等	480	○ 職員旅費（教育委員会事務局） △2,092
					4 共 済 費	2,858	

歳 出

50 教育費

(単位 千円)

款項目	補正前の額	補 正 額	計	財源内訳	節		説 明
					区 分	金 額	
10 項 小学校費	1,546,452	13,465	1,559,917	特定財源 0 一般財源 13,465			
05 目 学校管理費	1,459,956	13,465	1,473,421	一般財源 13,465	1 報 酬	△3,141	○ 職員給与費 一般職（会計年度任用職員を除く。） 39人 20,499
					2 給 料	9,758	○ 職員給与費 会計年度任用職員（事務補助員）（教育委員会事務局） △6,434
					3 職員手当等	2,073	○ その他諸経費 △600
					4 共 済 費	5,375	
					8 旅 費	△600	

歳 出

50 教育費

(単位 千円)

款項目	補正前の額	補 正 額	計	財源内訳	節		説 明
					区 分	金 額	
20 項 高等学校費	2,132,013	68,471	2,200,484	特定財源 0 一般財源 68,471			
05 目 高等学校総 務費	1,589,637	68,471	1,658,108	一般財源 68,471	1 報 酬	△2,532	○ 職員給与費 一般職（会計年度任用職員を除く。） 193人（ほか短時間勤務職員6人） 74,739
					2 給 料	42,828	○ 職員給与費 会計年度任用職員（行政事務員） 67人 5,419
					3 職員手当等	13,551	○ 職員給与費 会計年度任用職員（事務補助員）（教育委員会事務局） △11,584
					4 共 済 費	14,727	○ 職員旅費 △103
					8 旅 費	△103	

歳 出

50 教育費

(単位 千円)

款項目	補正前の額	補 正 額	計	財源内訳	節		説 明	
					区 分	金 額		
30 項 特別支援学 校費	232,162	△3,151	229,011	特定財源 0 一般財源 △3,151				
05 目 特別支援学 校費	232,162	△3,151	229,011	一般財源 △3,151	1 報 酬	△1,502	○ 職員給与費 一般職（会計年度任用職員を除く。） 2人	△114
					2 給 料	△250	○ 職員給与費 会計年度任用職員（行政事務員） 24人	△2,500
					3 職員手当等	△868	○ 職員給与費 会計年度任用職員（事務補助員）（教育委員会事務局）	△226
					4 共 済 費	△220	○ その他諸経費	△311
					8 旅 費	△311		

歳 出

50 教育費

(単位 千円)

款項目	補正前の額	補 正 額	計	財源内訳	節		説 明
					区 分	金 額	
40 項 保健体育費	7,348,323	89,868	7,438,191	特定財源 42,290 一般財源 47,578			
05 目 保健体育総 務費	533,885	45,287	579,172	一般財源 45,287	1 報 酬	△12,703	○ 職員給与費 一般職（会計年度任用職員を除く。） 48人 68,220
					2 給 料	27,998	○ 職員給与費 会計年度任用職員（行政事務員） 47人 △13,048
					3 職員手当等	22,458	○ 職員給与費 会計年度任用職員（事務補助員）（教育委員会事務局） △9,339
					4 共 済 費	8,080	○ その他諸経費 △546
					8 旅 費	△546	
07 目 学校給食費	4,592,527	44,461	4,636,988	国庫支出金 22,290 市 債 20,000 一般財源 2,171	1 報 酬	△120	○ 委員報酬 6人（教育委員会事務局） △120
					16 公有財産購入費	44,581	○ 学校給食センター整備運営事業費（債務負担分） 44,581 学校給食センターの施設購入費の増額に伴う補正
15 目 社会体育費	712,100	120	712,220	一般財源 120	1 報 酬	120	○ 委員報酬 55人（教育委員会事務局） 120

議82-56

2 給与費明細書

(単位 千円)

(1) 特別職

区分	職員数	報酬	給料	期末手当		地域手当	その他の手当	計	共済費	合計	備考
				支給額	年間支給率						
補正後	長等 4人		42,508	14,153	2.5125			56,661	9,881	66,542	
	議員 42	323,442		123,207	3.3500			446,649	102,494	549,143	
	その他 1,047	107,128	7,896	3,197	3.3500			118,221	4,627	122,848	
	計 1,093	430,570	50,404	140,557				621,531	117,002	738,533	
補正前	長等 4		42,719	15,521	2.5125			58,240	9,866	68,106	
	議員 42	325,368		128,414	3.3500			453,782	104,994	558,776	
	その他 1,147	113,070	7,896	3,197	3.3500			124,163	4,593	128,756	
	計 1,193	438,438	50,615	147,132				636,185	119,453	755,638	
比較	長等 -		△ 211	△ 1,368	-			△ 1,579	15	△ 1,564	
	議員 -	△ 1,926		△ 5,207	-			△ 7,133	△ 2,500	△ 9,633	
	その他 △ 100	△ 5,942	-	-	-			△ 5,942	34	△ 5,908	
	計 △ 100	△ 7,868	△ 211	△ 6,575				△ 14,654	△ 2,451	△ 17,105	

(2) 一般職

総括

区分	職員数 (人)	給 与 費				共 済 費	合 計	備 考										
		報 酬	給 料	職 員 手 当	計													
補正後	(2,700) 2,922	3,460,059	10,776,729	10,609,068	24,845,856	4,565,914	29,411,770											
補正前	(3,074) 2,809	3,410,344	10,708,974	10,356,829	24,476,147	4,458,169	28,934,316											
比較	(△374) 113	49,715	67,755	252,239	369,709	107,745	477,454											
職内 手当 の 訳	区 分	扶養手当	地域手当	住居手当	通勤手当	特殊勤務 手当	時間外 勤務手当	休日給	管理職員 特別勤務 手当	宿日直 手当	夜間勤務 手当	管理職 手当	期末勤勉 手当	定時制 教育手当	産業教育 手当	教員特別 手当	初任給調整 手当	退職手当
	補正後	289,441	1,135,683	268,546	251,518	203,871	1,076,377	194,179	5,354	175	50,651	241,030	5,245,943	1,864	6,698	10,480	16,022	1,611,236
	補正前	263,326	1,120,798	265,949	257,365	192,968	843,479	225,515		441	50,534	230,653	5,268,133	2,024	6,925	10,189	18,487	1,600,043
	比較	26,115	14,885	2,597	△ 5,847	10,903	232,898	△ 31,336	5,354	△ 266	117	10,377	△ 22,190	△ 160	△ 227	291	△ 2,465	11,193
備 考																		

(注) () 内には、短時間勤務職員または会計年度任用の職を占める職員であつて、その一週間当たりの通常の勤務時間が常時勤務を要する職を占める職員の一週間当たりの通常の勤務時間に比し短い職員について外書きしている。

議82-58

ア 会計年度任用職員以外の職員

区 分	職 員 数		給 与 費										共 済 費	合 計	備 考				
	(人)		給 料	職 員 手 当	計														
補 正 後	(63)		10,776,729	10,013,696	20,790,425			3,985,491				24,775,916							
補 正 前	(95)		10,708,974	9,705,236	20,414,210			3,887,071				24,301,281							
比 較	(△32)		67,755	308,460	376,215			98,420				474,635							
職 内 手 当 の 訳	区 分	扶 養 手 当	地 域 手 当	住 居 手 当	通 勤 手 当	特 殊 勤 務 手 当	時 間 外 勤 務 手 当	休 日 給	管 理 職 員 特 別 勤 務 手 当	宿 日 直	夜 間 勤 務	管 理 職	期 末 勤 勉	定 時 制 通 教 育 手 当	産 業 教 育	教 員 特 別	初 任 給 調 整	退 職 手 当	
	補 正 後	289,441	1,135,683	268,546	251,518	203,871	1,076,377	194,179	5,354	175	50,651	241,030	4,650,571	1,864	6,698	10,480	16,022	1,611,236	
	補 正 前	263,326	1,120,798	265,949	257,365	192,968	843,479	225,515		441	50,534	230,653	4,616,540	2,024	6,925	10,189	18,487	1,600,043	
	比 較	26,115	14,885	2,597	△ 5,847	10,903	232,898	△ 31,336	5,354	△ 266	117	10,377	34,031	△ 160	△ 227	291	△ 2,465	11,193	
備 考																			

(注) () 内には、短時間勤務職員について外書きしている。

イ 会計年度任用職員

区 分	職 員 数 (人)	給 与 費				共 済 費	合 計	備 考											
		報 酬	給 料	職 員 手 当	計														
補 正 後	(2,637)	3,460,059		595,372	4,055,431	580,423	4,635,854												
補 正 前	(2,979)	3,410,344		651,593	4,061,937	571,098	4,633,035												
比 較	(△342)	49,715		△ 56,221	△ 6,506	9,325	2,819												
職 内 手 当 の 訳	区 分	扶 養 手 当	地 域 手 当	住 居 手 当	通 勤 手 当	特 殊 勤 務 手 当	時 間 外 勤 務 手 当	休 日 給	管 理 職 員 特 別 勤 務 手 当	宿 日 直	夜 間 勤 務	管 理 職	期 末 勤 勉	定 時 制 通 教 育 手 当	産 業 教 育 手 当	教 員 特 別 手 当	初 任 給 調 整 手 当	退 職 手 当	
	補 正 後												595,372						
	補 正 前												651,593						
	比 較												△ 56,221						
備 考																			

(注) () 内には、会計年度任用の職を占める職員であつて、その一週間当たりの通常の勤務時間が常時勤務を要する職を占める職員の一週間当たりの通常の勤務時間に比し短い職員について外書きしている。

議82-60

3 債務負担行為で令和4年度以降にわたるものについての令和2年度末までの支出額及び令和3年度以降の支出予定額等に関する調書

(単位 千円)

追 加

事 項	限 度 額	令和2年度末までの 支 出 額		令 和 3 年 度 以 降 の 支 出 予 定 額		左 の 財 源 内 訳			摘 要	
		期 間	金 額	期 間	金 額	特 定 財 源				一 般 財 源
						国 県 支 出 金	市 債	そ の 他		
尼崎市社会福祉協議会補助金	110,671			令和4年度まで	110,671		105,200		5,471	
小 田 南 公 園 関 係 事 業	小田南公園の維持管理経費相当額1,240,000千円の外、阪神電気鉄道株式会社から寄附を受ける物件が都市公園としての供用を開始した日から40年を経過する日までの、小田南公園未供用地（尼崎市杭瀬南新町3丁目56番2外9筆）の土地使用料相当額並びに阪神電気鉄道株式会社及び株式会社阪神タイガースが小田南公園に関して負担する固定資産税、都市計画税及び事業所税相当額の総額			令和46年度まで	限度額に同じ				限度額に同じ	

4 市債の令和元年度末及び令和2年度末における現在高並びに令和3年度末における現在高の見込みに関する調書

(単位 千円)

区 分	令和元年度末現在高	令和2年度末 現在高	令和3年度中増減見込み		令和3年度末 現在高見込額
			令和3年度中 起債見込額	令和3年度中 元金償還見込額	
普通債	134,064,451	128,818,612	15,123,100	19,928,977	124,012,735
土 木	39,677,648	36,293,589	4,570,000	6,711,725	34,151,864
教 育	46,578,597	40,778,458	5,498,900	6,950,602	39,326,756
市 営 住 宅	15,417,670	17,205,764	641,300	2,133,729	15,713,335
住 宅 資 金 貸 付	3,290	-	-	-	-
総 務	5,976,057	7,823,628	1,880,800	561,189	9,143,239
民 生	6,279,295	7,232,174	1,924,700	1,318,209	7,838,665
衛 生	15,099,437	14,277,362	385,900	1,403,262	13,260,000
商 工	69,351	54,830	-	19,048	35,782
消 防	1,558,426	2,188,242	221,500	394,818	2,014,924
企業会計等出資金	3,404,680	2,964,565	-	436,395	2,528,170
災 害 復 旧 債	334,502	339,254	-	1,652	337,602
土 木	218,302	216,654	-	1,652	215,002
その他公共施設等	116,200	122,600	-	-	122,600
そ の 他	96,232,765	95,253,198	12,000,000	9,368,879	97,884,319
減 税 補 て ん 債	1,271,343	927,259	-	289,458	637,801
臨 時 財 政 対 策 債	90,140,975	90,112,161	12,000,000	7,082,810	95,029,351
退 職 手 当 債	2,187,927	1,550,785	-	1,422,273	128,512
減 収 補 て ん 債	2,632,520	2,662,993	-	574,338	2,088,655
合 計	230,631,718	224,411,064	27,123,100	29,299,508	222,234,656

議案第 83 号

令和 3 年度尼崎市特別会計国民健康保険事業費補正予算
(第 1 号)

令和 3 年度尼崎市の特別会計国民健康保険事業費補正予算 (第 1 号) は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 27,569 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 47,462,427 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表歳入歳出予算補正」による。

(債務負担行為の補正)

第 2 条 債務負担行為の追加は、「第 2 表債務負担行為補正」による。

令和 3 年 1 2 月 7 日提出

尼崎市長 稲 村 和 美

第1表 歳入歳出予算補正

(単位 千円)

歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
45 県 支 出 金		33,642,356	2,890	33,645,246
	10 県 補 助 金	33,642,356	2,890	33,645,246
60 繰 入 金		5,364,560	24,679	5,389,239
	05 他 会 計 繰 入 金	4,737,416	24,679	4,762,095
歳 入 合 計		47,434,858	27,569	47,462,427

歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
05 総 務 費		939,486	24,679	964,165
	05 総 務 管 理 費	930,324	24,679	955,003
10 保 険 給 付 費		32,961,924	2,890	32,964,814
	15 給 付 諸 費	207,422	2,890	210,312
歳 出 合 計		47,434,858	27,569	47,462,427

第2表 債務負担行為補正

(単位 千円)

追 加

事 項	期 間	限 度 額
国民健康保険システム関係事業	令和4年度	25,000

特 別 会 計

国民健康保険事業費予算説明書

(補正1号)

議83-6

1 歳入歳出予算事項別明細書

歳 入

45 県支出金

(単位 千円)

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
45 款 県支出金	33,642,356	2,890	33,645,246			
10 項 県補助金	33,642,356	2,890	33,645,246			
05 目 県補助金	33,642,356	2,890	33,645,246	保険給付費 等交付金	2,890	○ (総務局) 申請件数等の増による傷病手当金に係る予 算の増額に伴う補正 2,890

歳 入

60 繰入金

(単位 千円)

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
60 款 繰入金	5,364,560	24,679	5,389,239			
05 項 他会計繰入金	4,737,416	24,679	4,762,095			
05 目 他会計繰入金	4,737,416	24,679	4,762,095	職員給与費 等繰入金	24,679	○ (総務局) 人件費補正に伴う一般会計繰入金の補正 24,679

議83-8

歳 出

05 総務費

(単位 千円)

款項目	補正前の額	補正額	計	財源内訳	節		説明
					区分	金額	
05 款 総務費	939,486	24,679	964,165	特定財源 0 一般財源 24,679			
05 項 総務管理費	930,324	24,679	955,003	特定財源 0 一般財源 24,679			
05 目 一般管理費	885,190	25,468	910,658	一般財源 25,468	1 報酬	7,481	○ 職員給与費 一般職（会計年度任用職員を除く。） 63人（ほか短時間勤務職員1人） 18,836
					2 給料	6,276	○ 職員給与費 会計年度任用職員（行政事務員） 25人 △1,875
					3 職員手当等	7,161	○ 職員給与費 会計年度任用職員（事務補助員）（総務局） 7,797
					4 共済費	4,550	○ 職員給与費 会計年度任用職員（事務補助員）（健康福祉局） 710
15 目 運営協議会費	300	△100	200	一般財源 △100	1 報酬	△100	○ 委員報酬 10人（総務局） △100
20 目 収納率向上 特別対策費	29,558	△689	28,869	一般財源 △689	1 報酬	215	○ 職員給与費 会計年度任用職員（行政事務員） 4人 △2,305
					3 職員手当等	△122	○ 職員給与費 会計年度任用職員（事務補助員）（総務局） 1,616

歳 出

05 総務費

(単位 千円)

款項目	補正前の額	補 正 額	計	財源内訳	節		説 明
					区 分	金 額	
					4 共 済 費	△782	

2 給与費明細書

(単位 千円)

(1) 一般職

総括

区分	職員数 (人)	給与費				共済費	合計	備考										
		報酬	給料	職員手当	計													
補正後	(50) 63	103,972	211,255	164,112	479,339	93,502	572,841											
補正前	(51) 61	96,276	204,979	158,118	459,373	89,734	549,107											
比較	(△1) 2	7,696	6,276	5,994	19,966	3,768	23,734											
職内 手当 の 訳	区分	扶養手当	地域手当	住居手当	通勤手当	特殊勤務 手当	時間外 勤務手当	休日給	管理職員 特別勤務 手当	宿日直 手当	夜間勤務 手当	管理職 手当	期末勤勉 手当	定時制 教育手当	産業教育 手当	教員特別 手当	初任給調整 手当	退職手当
	補正後	1,916	21,574	8,603	4,432		16,426					2,575	108,586					
	補正前	1,532	20,734	9,582	4,208		18,154					2,574	101,334					
	比較	384	840	△ 979	224		△ 1,728					1	7,252					
備考																		

(注) () 内には、短時間勤務職員または会計年度任用の職を占める職員であつて、その一週間当たりの通常の勤務時間が常時勤務を要する職を占める職員の一週間当たりの通常の勤務時間に比し短い職員について外書きしている。

議83-12

ア 会計年度任用職員以外の職員

区 分	職 員 数 (人)	給 与 費			共 済 費	合 計	備 考												
		給 料	職 員 手 当	計															
補 正 後	(1) 63	211,255	145,178	356,433	74,785	431,218													
補 正 前	(3) 61	204,979	138,263	343,242	70,185	413,427													
比 較	(△2) 2	6,276	6,915	13,191	4,600	17,791													
職 内 手 当 の 訳	区 分	扶 養 手 当	地 域 手 当	住 居 手 当	通 勤 手 当	特 殊 勤 務 手 当	時 間 外 勤 務 手 当	休 日 給	管 理 職 員 特 別 勤 務 手 当	宿 日 直	夜 間 勤 務 手 当	管 理 職 員 手 当	期 末 勤 勉 手 当	定 時 制 通 教 育 手 当	産 業 教 育 手 当	教 員 特 別 手 当	初 任 給 調 整 手 当	退 職 手 当	
	補 正 後	1,916	21,574	8,603	4,432		16,426					2,575	89,652						
	補 正 前	1,532	20,734	9,582	4,208		18,154					2,574	81,479						
	比 較	384	840	△ 979	224		△ 1,728					1	8,173						
備 考																			

(注) () 内には、短時間勤務職員について外書きしている。

イ 会計年度任用職員

区 分	職 員 数 (人)	給 与 費				共 済 費	合 計	備 考											
		報 酬	給 料	職 員 手 当	計														
補 正 後	(49)	103,972		18,934	122,906	18,717	141,623												
補 正 前	(48)	96,276		19,855	116,131	19,549	135,680												
比 較	(1)	7,696		△ 921	6,775	△ 832	5,943												
職 内 手 当 の 訳	区 分	扶 養 手 当	地 域 手 当	住 居 手 当	通 勤 手 当	特 殊 勤 務 手 当	時 間 外 勤 務 手 当	休 日 給	管 理 職 員 特 別 勤 務 手 当	宿 日 直	夜 間 勤 務 手 当	管 理 職 員 手 当	期 末 勤 勉 手 当	定 時 制 通 教 育 手 当	産 業 教 育 手 当	教 員 特 別 手 当	初 任 給 調 整 手 当	退 職 手 当	
	補 正 後												18,934						
	補 正 前												19,855						
	比 較												△ 921						
備 考																			

(注) () 内には、会計年度任用の職を占める職員であつて、その一週間当たりの通常の勤務時間が常時勤務を要する職を占める職員の一週間当たりの通常の勤務時間に比し短い職員について外書きしている。

議83-14

3 債務負担行為で令和4年度以降にわたるものについての令和2年度末までの支出額及び令和3年度以降の支出予定額等に関する調書

(単位 千円)

追 加

事 項	限 度 額	令和2年度末までの 支 出 額		令 和 3 年 度 以 降 の 支 出 予 定 額		左 の 財 源 内 訳			摘 要	
		期 間	金 額	期 間	金 額	特 定 財 源				
						国県支出金	市 債	その他		一般財源
国民健康保険システム関係事業	25,000			令和4年度まで	25,000	25,000				

議案第 8 4 号

令和 3 年度尼崎市特別会計介護保険事業費補正予算
(第 1 号)

令和 3 年度尼崎市の特別会計介護保険事業費補正予算 (第 1 号) は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 3 7, 8 1 5 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 4 6, 5 2 0, 3 9 1 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表歳入歳出予算補正」による。

令和 3 年 1 2 月 7 日提出

尼崎市長 稲 村 和 美

第1表 歳入歳出予算補正

(単位 千円)

歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
60 繰入金		7,876,248	37,815	7,914,063
	05 他会計繰入金	7,433,275	37,815	7,471,090
歳入合計		46,482,576	37,815	46,520,391

歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
05 総務費		904,715	37,815	942,530
	05 総務管理費	904,715	37,815	942,530
歳出合計		46,482,576	37,815	46,520,391

特 別 会 計

介 護 保 険 事 業 費 予 算 説 明 書

(補 正 1 号)

議84-4

1 歳入歳出予算事項別明細書

歳 入

60 繰入金

(単位 千円)

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
60 款 繰入金	7,876,248	37,815	7,914,063			
05 項 他会計繰入金	7,433,275	37,815	7,471,090			
05 目 他会計繰入金	7,433,275	37,815	7,471,090	職員給与費 等繰入金	37,815	○ (健康福祉局) 人件費補正に伴う一般会計繰入金の補正 37,815

歳 出

05 総務費

(単位 千円)

款項目	補正前の額	補正額	計	財源内訳	節		説明
					区分	金額	
05 款 総務費	904,715	37,815	942,530	特定財源 0 一般財源 37,815			
05 項 総務管理費	904,715	37,815	942,530	特定財源 0 一般財源 37,815			
05 目 一般管理費	542,347	40,063	582,410	一般財源 40,063	1 報酬	4,176	○ 職員給与費 一般職（会計年度任用職員を除く。） 32人 35,230
					2 給料	8,220	○ 職員給与費 会計年度任用職員（行政事務員） 39人 3,499
					3 職員手当等	22,860	○ 職員給与費 会計年度任用職員（事務補助員）（健康福祉局） 1,464
					4 共済費	4,657	○ 委員報酬 19人 △280 ○ その他諸経費 150
					8 旅費	150	
20 目 介護認定費	287,635	△2,248	285,387	一般財源 △2,248	1 報酬	△2,248	○ 委員報酬 200人（健康福祉局） △2,248

議84-6

2 給与費明細書

(単位 千円)

(1) 一般職

総括

区 分	職 員 数 (人)	給 与 費				共 済 費	合 計	備 考											
		報 酬	給 料	職 員 手 当	計														
補正後	(56) 32	131,569	120,391	127,514	379,474	71,341	450,815												
補正前	(56) 31	127,113	112,171	104,934	344,218	66,684	410,902												
比較	(-) 1	4,456	8,220	22,580	35,256	4,657	39,913												
職内 手当 の 訳	区 分	扶養手当	地域手当	住居手当	通勤手当	特殊勤務 手当	時間外 勤務手当	休日給	管理職員 特別勤務 手当	宿日直	夜間勤務 手当	管理職	期末勤勉 手当	定時制 教育手当	産業教育 手当	教員特別 手当	初任給調整 手当	退職手当	
	補正後	2,998	12,512	2,726	2,767		26,828	39				1,716	77,928						
	補正前	2,286	11,531	3,266	2,409	38	10,823					858	73,723						
	比較	712	981	△ 540	358	△ 38	16,005	39				858	4,205						
備 考																			

(注) () 内には、短時間勤務職員または会計年度任用の職を占める職員であつて、その一週間当たりの通常の勤務時間が常時勤務を要する職を占める職員の一週間当たりの通常の勤務時間に比し短い職員について外書きしている。

ア 会計年度任用職員以外の職員

区 分	職 員 数 (人)	給 与 費			共 済 費	合 計	備 考											
		給 料	職 員 手 当	計														
補 正 後	32	120,391			101,972	222,363	46,254										268,617	
補 正 前	31	112,171			79,251	191,422	42,245										233,667	
比 較	1	8,220			22,721	30,941	4,009										34,950	
職 内 手 当 の 訳	区 分	扶 養 手 当	地 域 手 当	住 居 手 当	通 勤 手 当	特 殊 勤 務 手 当	時 間 外 勤 務 手 当	休 日 給	管 理 職 員 特 別 勤 務 手 当	宿 日 直	夜 間 勤 務	管 理 職	期 末 勤 勉	定 時 制 通 教 育 手 当	産 業 教 育 手 当	教 員 特 別 手 当	初 任 給 調 整 手 当	退 職 手 当
	補 正 後	2,998	12,512	2,726	2,767		26,828	39				1,716	52,386					
	補 正 前	2,286	11,531	3,266	2,409	38	10,823					858	48,040					
	比 較	712	981	△ 540	358	△ 38	16,005	39				858	4,346					
備 考																		

(注) () 内には、短時間勤務職員について外書きしている。

議84-8

イ 会計年度任用職員

区 分	職 員 数 (人)	給 与 費				共 済 費	合 計	備 考											
		報 酬	給 料	職 員 手 当	計														
補 正 後	(56)	131,569		25,542	157,111	25,087	182,198												
補 正 前	(56)	127,113		25,683	152,796	24,439	177,235												
比 較	(-)	4,456		△ 141	4,315	648	4,963												
職 内 手 当 の 訳	区 分	扶 養 手 当	地 域 手 当	住 居 手 当	通 勤 手 当	特 殊 勤 務 手 当	時 間 外 勤 務 手 当	休 日 給	管 理 職 員 特 別 勤 務 手 当	宿 日 直	夜 間 勤 務 手 当	管 理 職 員 勤 務 手 当	期 末 勤 勉 手 当	定 時 制 通 教 育 手 当	産 業 教 育 手 当	教 員 特 別 手 当	初 任 給 調 整 手 当	退 職 手 当	
	補 正 後												25,542						
	補 正 前												25,683						
	比 較												△ 141						
備 考																			

(注) () 内には、会計年度任用の職を占める職員であつて、その一週間当たりの通常の勤務時間が常時勤務を要する職を占める職員の一週間当たりの通常の勤務時間に比し短い職員について外書きしている。

一 般 会 計 ・ 特 別 会 計

給 与 費 明 細 書 の 説 明

一般会計及び特別会計給与費明細書の説明

1 給料及び職員手当の増減額の明細

区分	増減額 (千円)	増減事由別内訳 (千円)		説明	備考			
給料	82,251	職員数の変動等に伴う増減分	82,251		職員数の異動状況			
					(在職職員数)	(その他)	(計)	
					補正後	(65 人)	(0 人)	(65 人)
					3,024 人	0 人	3,024 人	
補正前	(69 人)	(29 人)	(98 人)					
3,067 人	△ 159 人	2,908 人						
増減	(△4 人)	(△29 人)	(△33 人)					
△ 43 人	159 人	116 人						
職員手当	280,813	職員数の変動等に伴う増減分	280,813		時間外勤務手当	247,175 千円		
					その他	33,638 千円		

(注) 備考欄中職員数の異動状況における () 内には、短時間勤務職員について外書きしている。

条 例

議案第 85 号

尼崎市立地域総合センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について

尼崎市立地域総合センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 3 年 1 2 月 7 日提出

尼崎市長 稲 村 和 美

尼崎市立地域総合センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

尼崎市立地域総合センターの設置及び管理に関する条例（昭和 4 6 年尼崎市条例第 5 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条の表中「尼崎市立地域総合センター上ノ島本館」を「尼崎市立地域総合センター上ノ島」に改め、同表尼崎市立地域総合センター上ノ島分館の項を削る。

付 則

（施行期日）

1 この条例は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

（尼崎市指定管理者選定委員会条例の一部改正）

2 尼崎市指定管理者選定委員会条例（平成 2 5 年尼崎市条例第 5 6 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 第 3 項中「尼崎市立地域総合センター上ノ島本館及び尼崎市立地域総合センター上ノ島分館」を「尼崎市立地域総合センター上ノ島」に改め、同表備考中「第 3 項、」を削る。

（説 明）

地域総合センター上ノ島の機能集約により本館を建て替え、分館を廃止するため、条例改正が必要であることから、本案を提出する。

議案第 86 号

尼崎市国民健康保険条例の一部を改正する条例について

尼崎市国民健康保険条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 3 年 1 2 月 7 日提出

尼崎市長 稲 村 和 美

尼崎市国民健康保険条例の一部を改正する条例

尼崎市国民健康保険条例（昭和 34 年尼崎市条例第 8 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条第 1 項中「404,000 円」を「408,000 円」に改める。

第 10 条中「第 19 条の 2」を「第 19 条の 2 第 1 項又は第 19 条の 2 の 2 第 1 項」に改め、「ものとした」を削り、同条第 1 号エ中「第 81 条の 2 第 4 項」を「第 81 条の 2 第 5 項」に改め、同号オ中「第 81 条の 2 第 9 項第 2 号」を「第 81 条の 2 第 10 項第 2 号」に改め、同条第 2 号エ中「第 72 条の 3 第 1 項」の次に「又は第 72 条の 3 の 2 第 1 項」を加える。

第 15 条の 3 中「及び第 19 条の 2 第 1 項」を「、第 19 条の 2 第 1 項及び第 19 条の 2 の 2 第 1 項」に改める。

第 15 条の 3 の 2 中「第 19 条の 2」を「第 19 条の 2 第 3 項において読み替えて準用する同条第 1 項又は第 19 条の 2 の 2 第 3 項において読み替えて準用する同条第 1 項」に改め、「ものとした」を削り、同条第 2 号イ中「第 72 条の 3 第 1 項」の次に「又は第 72 条の 3 の 2 第 1 項」を加える。

第 15 条の 3 の 10 中「第 18 条及び」を「第 18 条、」に改め、「同条第 1 項」の次に「及び第 19 条の 2 の 2 第 3 項において読み替えて準用する同条第 1 項」を加える。

第 15 条の 4 中「第 19 条の 2」を「第 19 条の 2 第 4 項において読み替えて準用する同条第 1 項」に改め、「ものとした」を削り、同条第 2 号イ中「第 72 条の 3 第 1 項」の次に「又は第 72 条の 3 の 2 第 1 項」を加える。

第18条の見出しを「（賦課期日後の保険料の納付義務の発生等に伴う保険料賦課額の算定）」に改め、同条第1項中「賦課期日後に」の次に「保険料の」を加え、「発生し、又は一」を「発生し、一」に、「若しくは一」を「一」に、「若しくは令」を「又は当該被保険者が令」に、「（被保険者数）」を「（当該被保険者数）」に、「より被保険者数」を「より当該被保険者数」に、「又は第15条の5」を「若しくは第15条の5」に、「及び第19条の2第1項各号」を「又は第19条の2第1項」に、「の規定により」を「において」に改め、「同じ。）」の次に「若しくは第19条の2の2第1項（同条第3項において読み替えて準用する場合を含む。次項において同じ。）」を加え、「発生し、又は被保険者数」を「発生した日、当該被保険者数」に、「おいては」を「おいて」に、「に限り、その前日とする。）若しくは」を「は、その前日）、当該被保険者が」に、「なくなった日若しくは」を「なくなった日又は当該被保険者が」に改め、同条第2項中「賦課期日後に」の次に「保険料の」を加え、「又は」を「若しくは」に、「及び第19条の2第1項各号」を「又は第19条の2第1項若しくは第19条の2の2第1項」に改め、「の規定」を削り、「より」の次に「当該」を加える。

第19条の2の見出しを削り、同条の前に見出しとして「（保険料の減額賦課）」を付し、同条第1項第1号ア、同項第2号ア及び同項第3号ア中「基準基礎賦課額」を「基礎賦課額の被保険者1人当たり」に改め、同条第3項中「同項第2号」を「同号ア中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、同項第2号」に改め、同条第4項中「同項第2号」を「同号ア中「基礎賦課額」とあるのは「介護納付金賦課額」と、同項第2号」に改め、同条の次に次の1条を加える。

第19条の2の2 6歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者（以下「未就学児」という。）が属する世帯に係る保険料の納付義務者に対して課する当該保険料の賦課額のうち基礎賦課額は、第1号に掲げる額から、第2号に掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の第1号に掲げる額の被保険者均等割額の算定の対象とされる者（未就学児に限る。）の数を乗じて得た額（以下この

条において「軽減額」という。)を減額して得た額(当該額が基礎賦課限度額を超える場合は、当該基礎賦課限度額)とする。

(1) 当該年度分の第11条又は第14条の基礎賦課額(前条第1項の規定の適用を受ける場合は、同項(次条又は付則第19項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)に規定する額)

(2) 当該年度分の基礎賦課額の被保険者1人当たりの被保険者均等割額に10分の5を乗じて得た額(当該額に1円未満の端数があるときは、これを1円に切り上げる。)

2 市長は、軽減額を決定したときは、速やかに、当該軽減額その他必要な事項を告示するものとする。

3 前2項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、第1項中「基礎賦課額は」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額は」と、「第1号」とあるのは「第3項において読み替えて準用する第1号」と、「第2号」とあるのは「第3項において読み替えて準用する第2号」と、「基礎賦課限度額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課限度額」と、同項第1号中「第11条又は第14条の基礎賦課額(前条第1項)」とあるのは「第15条の3の3又は第15条の3の6の後期高齢者支援金等賦課額(前条第3項において読み替えて準用する同条第1項)」と、「同項」とあるのは「同条第3項において読み替えて準用する同条第1項」と、同項第2号中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と読み替えるものとする。

第19条の3中「前条第1項の」を「第19条の2第1項(同条第3項又は第4項において読み替えて準用する場合を含む。)の」に、「前条第1項第1号」を「第19条の2第1項第1号」に改める。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。ただし、第5条第1項の改正規定は、同年1月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の尼崎市国民健康保険条例（以下「改正後の条例」という。）第5条第1項の規定は、前項ただし書に規定する規定の施行の日以後の出産に係る出産育児一時金について適用し、同日前のお産に係る出産育児一時金については、なお従前の例による。
- 3 改正後の条例第19条の2の2第1項（同条第3項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定は、令和4年度以後の年度分の保険料について適用し、令和3年度分までの保険料については、なお従前の例による。

（説 明）

全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（令和3年政令第253号）の施行等に伴い、条例改正が必要であることから、本案を提出する。

議案第 87 号

尼崎市立保育所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について

尼崎市立保育所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 3 年 12 月 7 日提出

尼崎市長 稲 村 和 美

尼崎市立保育所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

尼崎市立保育所の設置及び管理に関する条例（昭和 27 年尼崎市条例第 45 号）の一部を次のように改正する。

別表尼崎市立北難波保育所の項中「尼崎市西難波町 6 丁目 12 番 1 号」を「尼崎市西難波町 6 丁目 14 番 29 号」に改め、同表尼崎市立元浜保育所の項を削り、同表尼崎市立七松保育所の項中「尼崎市七松町 2 丁目 14 番 1 号」を「尼崎市西難波町 6 丁目 12 番 1 号」に改め、同表尼崎市立大西保育所の項中「尼崎市大西町 1 丁目 14 番 5 号」を「尼崎市栗山町 2 丁目 25 番 18 号」に改める。

付 則

この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 別表尼崎市立北難波保育所の項の改正規定 令和 4 年 1 月 4 日
- (2) 別表尼崎市立七松保育所の項の改正規定 令和 4 年 1 月 11 日
- (3) 別表尼崎市立元浜保育所の項を削る改正規定及び同表尼崎市立大西保育所の項の改正規定 令和 4 年 4 月 1 日

（説 明）

尼崎市立北難波保育所、尼崎市立七松保育所及び尼崎市立大西保育所の所在地を変更するため、また、尼崎市立元浜保育所を社会福祉法

人へ移管するため、条例改正が必要であることから、本案を提出する。

議案第 88 号

尼崎市建築物等関係事務手数料条例の一部を改正する条例について

尼崎市建築物等関係事務手数料条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 3 年 1 2 月 7 日提出

尼崎市長 稲 村 和 美

尼崎市建築物等関係事務手数料条例の一部を改正する条例

尼崎市建築物等関係事務手数料条例（平成 1 2 年尼崎市条例第 3 0 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項第 5 9 号中「第 3 項」を「第 5 項」に改め、「基づく」の次に「同条第 1 項に規定する」を加え、「ア、次号ア、第 5 9 号の 3、第 6 0 号、第 6 2 号ア及び第 6 3 号」を「以下この号から第 6 2 号まで」に、「アからウまで及び次号」を「以下この号」に、「、第 5 9 号の 2 アからウまで、第 5 9 号の 3、第 5 9 号の 4 ア及びイ並びに第 6 0 号」を「から第 6 3 号まで」に、「、第 6 1 号、第 6 1 号の 5 及び第 6 2 号ア」を「から第 6 3 号まで」に、「からウまでに」を「又はイに」に改め、同号ア及びイを次のように改める。

ア 申請書に住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成 1 1 年法律第 8 1 号。以下「住宅品質確保法」という。）第 6 条の 2 第 5 項に規定する確認書又は住宅性能評価書（以下この号から第 6 1 号までにおいて「確認書等」という。）の写しが添付されている場合 1 件 1 6, 0 0 0 円

イ 申請書に確認書等の写しが添付されていない場合 1 件 5 5, 0 0 0 円

第 2 条第 1 項第 5 9 号ウを削り、同項第 5 9 号の 2 中「、第 6 0 号、第 6 1 号の 2 から第 6 1 号の 4 まで、第 6 1 号の 6、第 6 1 号の 7、第 6 2 号イ及び第 6 3 号」を「から第 6 3 号まで」に、「からウまで」を「又はイ」に改め、同号ア中「適合証」を「確認書等」に、「住宅の存する建築物（既に認定を受けている計画）」を「計画に係る住宅の存する

建築物（長期優良住宅法第9条第1項に規定する認定長期優良住宅建築等計画（以下この号から第60号までにおいて「認定計画」という。））」に、「当該計画に係る」を「当該認定計画に係る住宅の存する」に、「以下ア及び第59号の4ア」を「以下この号から第59号の4まで」に改め、「後続申請のあった」の次に「計画に係る」を加え、「並びに第59号の4ア及びイ」を「及び第59号の4」に、「、前号ア(ア)から(ケ)まで」を「、次」に、「それぞれ前号ア(ア)」を「それぞれ(ア)」に、「その認定申請又は後続申請」を「これらの認定申請又は後続申請のあった計画」に改め、「（第59号の4ア及び第62号イ(イ)において「認定申請戸数」という。）」を削り、「第59号の4ア、第60号、第61号の2ア、第61号の3、第61号の4、第61号の6、第61号の7、第62号イ及び第63号」を「第59号の4から第63号まで」に改め、同号アに次のように加える。

- (ア) 200平方メートル以内のもの 1件 16,000円
- (イ) 200平方メートルを超え500平方メートル以内のもの
1件 28,000円
- (ウ) 500平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの
1件 47,000円
- (エ) 1,000平方メートルを超え3,000平方メートル以内のもの
1件 90,000円
- (オ) 3,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの
1件 133,000円
- (カ) 5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの
1件 193,000円
- (キ) 10,000平方メートルを超え20,000平方メートル以内のもの
1件 326,000円
- (ク) 20,000平方メートルを超え30,000平方メートル以内のもの
1件 405,000円
- (ケ) 30,000平方メートルを超えるもの 1件 485,000円

第2条第1項第59号の2イを削り、同号ウ中「適合証の写し及び設計住宅性能評価書」を「確認書等」に、「住宅の」を「計画に係る住宅の」に、「前号ウ(ア)から(ケ)まで」を「次」に、「同号ウ(ア)」を「(ア)」に改め、同号ウに次のように加える。

- (ア) 200平方メートル以内のもの 1件 55,000円
- (イ) 200平方メートルを超え500平方メートル以内のもの
1件 126,000円
- (ウ) 500平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの
1件 203,000円
- (エ) 1,000平方メートルを超え3,000平方メートル以内
のもの 1件 411,000円
- (オ) 3,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内
のもの 1件 720,000円
- (カ) 5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以
内のもの 1件 1,224,000円
- (キ) 10,000平方メートルを超え20,000平方メートル
以内のもの 1件 2,260,000円
- (ク) 20,000平方メートルを超え30,000平方メートル
以内のもの 1件 3,216,000円
- (ケ) 30,000平方メートルを超えるもの 1件 3,961,
000円

第2条第1項第59号の2ウを同号イとし、同項第59号の3中「既に認定を受けている計画」を「認定計画」に、「新築計画」を「認定新築計画」に改め、同号ア及びイを次のように改める。

- ア 申請書に確認書等の写しが添付されている場合 1件 21,
000円
- イ 申請書に確認書等の写しが添付されていない場合 1件 72,
000円

第2条第1項第59号の4中「既に認定を受けている新築計画」を「認定新築計画」に改め、同号ア中「適合証」を「確認書等」に、「住

宅」を「計画に係る住宅」に、「前号ア(ア)から(ケ)まで」を「次」に、「同号ア(ア)」を「(ア)」に、「その認定申請戸数」を「これらの認定申請又は後続申請のあった計画に係る住宅の戸数の合計」に改め、同号アに次のように加える。

- (ア) 200平方メートル以内のもの 1件 21,000円
- (イ) 200平方メートルを超え500平方メートル以内のもの 1件 37,000円
- (ウ) 500平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの 1件 61,000円
- (エ) 1,000平方メートルを超え3,000平方メートル以内のもの 1件 114,000円
- (オ) 3,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの 1件 171,000円
- (カ) 5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの 1件 251,000円
- (キ) 10,000平方メートルを超え20,000平方メートル以内のもの 1件 425,000円
- (ク) 20,000平方メートルを超え30,000平方メートル以内のもの 1件 530,000円
- (ケ) 30,000平方メートルを超えるもの 1件 627,000円

第2条第1項第59号の4イ中「適合証」を「確認書等」に、「住宅」を「計画に係る住宅」に、「前号イ(ア)から(ケ)まで」を「次」に、「同号イ(ア)」を「(ア)」に改め、同号イに次のように加える。

- (ア) 200平方メートル以内のもの 1件 72,000円
- (イ) 200平方メートルを超え500平方メートル以内のもの 1件 168,000円
- (ウ) 500平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの 1件 269,000円
- (エ) 1,000平方メートルを超え3,000平方メートル以内

- のもの 1件 542,000円
- (ト) 3,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの 1件 955,000円
- (カ) 5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの 1件 1,628,000円
- (キ) 10,000平方メートルを超え20,000平方メートル以内のもの 1件 3,008,000円
- (ク) 20,000平方メートルを超え30,000平方メートル以内のもの 1件 4,284,000円
- (ケ) 30,000平方メートルを超えるもの 1件 5,270,000円

第2条第1項第60号から第61号の7までを次のように改める。

- (60) 長期優良住宅法第8条第2項において準用する長期優良住宅法第5条第1項から第5項までの規定に基づく認定計画の変更（以下この号から第63号までにおいて「計画変更」という。）の認定の申請（長期優良住宅法第9条第1項又は第3項に規定する場合におけるものを除く。以下この号から第61号の7までにおいて「変更認定申請」という。）に対する審査（認定新築計画に係るものに限り、次号から第61号の3までのいずれかに該当するものを除く。）

次に掲げる区分に応じ、それぞれア又はイに定める額

- ア 当該変更認定申請のあった計画変更が一戸建ての住宅等に係るものである場合 1件 9,100円
- イ 当該変更認定申請のあった計画変更が複数住戸共同住宅等に係るものである場合 当該複数住戸共同住宅等の存する建築物の当該計画変更に係る部分の全体について、次に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ(ア)から(イ)までに定める額（同時に複数の変更認定申請があった場合は、当該額をこれらの変更認定申請のあった計画変更に係る住宅の戸数の合計で除して得た額）
- (ア) 200平方メートル以内のもの 1件 9,100円
- (イ) 200平方メートルを超え500平方メートル以内のもの

1件 17,000円

(ウ) 500平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの
1件 30,000円

(エ) 1,000平方メートルを超え3,000平方メートル以内のもの
1件 55,000円

(オ) 3,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの
1件 86,000円

(カ) 5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの
1件 135,000円

(キ) 10,000平方メートルを超え20,000平方メートル以内のもの
1件 221,000円

(ク) 20,000平方メートルを超え30,000平方メートル以内のもの
1件 265,000円

(ケ) 30,000平方メートルを超えるもの 1件 310,000円

(61) 変更認定申請（申請書にその計画変更に係る住宅に係る確認書等の写しが添付されているものを除く。次号から第61号の6までにおいて「特定変更認定申請」という。）に対する審査で、その計画変更が長期優良住宅法第6条第1項第1号に掲げる基準（次号から第61号の6までにおいて「1号基準」という。）に適合するかどうかを判定するもの（一戸建ての住宅等（認定新築計画に係るものに限る。）に係るものに限る。） 前号アに定める額に1件につき38,000円を加えて得た額

(61)の2 特定変更認定申請に対する審査で、その計画変更が1号基準に適合するかどうかを判定するもの（複数住戸共同住宅等（認定新築計画に係るものに限る。）に係るものに限る。） 第60号イに定める額に、当該複数住戸共同住宅等の存する建築物の当該計画変更に係る部分の全体について次に掲げる床面積の合計の区分に応じそれぞれアからケまでに定める額（同時に複数の特定変更認定申請があった場合は、当該額をこれらの特定変更認定申請のあった計画

変更に係る住宅の戸数の合計で除して得た額)を加えて得た額

ア 200平方メートル以内のもの 1件 38,000円

イ 200平方メートルを超え500平方メートル以内のもの 1件 98,000円

ウ 500平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの 1件 156,000円

エ 1,000平方メートルを超え3,000平方メートル以内のもの 1件 320,000円

オ 3,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの 1件 587,000円

カ 5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの 1件 1,031,000円

キ 10,000平方メートルを超え20,000平方メートル以内のもの 1件 1,934,000円

ク 20,000平方メートルを超え30,000平方メートル以内のもの 1件 2,811,000円

ケ 30,000平方メートルを超えるもの 1件 3,477,000円

(61)の3 変更認定申請に対する審査で、その計画変更が長期優良住宅法第6条第1項第2号、第5号又は第6号に掲げる基準(第61号の7において「2号等基準」という。)に適合するかどうかを判定するもの(認定新築計画に係るものに限る。) 第60号に定める額に、次に掲げる区分に応じそれぞれア又はイに定める額を加えて得た額

ア 当該変更認定申請のあった計画変更が一戸建ての住宅等に係るものである場合 1件 7,000円

イ 当該変更認定申請のあった計画変更が複数住戸共同住宅等に係るものである場合 当該複数住戸共同住宅等の存する建築物の当該計画変更に係る部分の全体について、次に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ(ア)から(ケ)までに定める額(同時に複数

の変更認定申請があった場合は、当該額をこれらの変更認定申請のあった計画変更に係る住宅の戸数の合計で除して得た額)

(7) 200平方メートル以内のもの 1件 7,000円

(イ) 200平方メートルを超え500平方メートル以内のもの
1件 12,000円

(ウ) 500平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの
1件 17,000円

(エ) 1,000平方メートルを超え3,000平方メートル以内のもの
1件 35,000円

(オ) 3,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの
1件 47,000円

(カ) 5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの
1件 58,000円

(キ) 10,000平方メートルを超え20,000平方メートル以内のもの
1件 105,000円

(ク) 20,000平方メートルを超え30,000平方メートル以内のもの
1件 140,000円

(ケ) 30,000平方メートルを超えるもの 1件 175,000円

(61)の4 変更認定申請に対する審査(認定新築計画に係るもの及び次号から第61号の7までのいずれかに該当するものを除く。) 次に掲げる区分に応じ、それぞれア又はイに定める額

ア 当該変更認定申請のあった計画変更が一戸建ての住宅等に係るものである場合 1件 11,000円

イ 当該変更認定申請のあった計画変更が複数住戸共同住宅等に係るものである場合 当該複数住戸共同住宅等の存する建築物の当該計画変更に係る部分の全体について、次に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ(7)から(ケ)までに定める額(同時に複数の変更認定申請があった場合は、当該額をこれらの変更認定申請のあった計画変更に係る住宅の戸数の合計で除して得た額)

- (7) 200平方メートル以内のもの 1件 11,000円
 - (イ) 200平方メートルを超え500平方メートル以内のもの
1件 21,000円
 - (ウ) 500平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの
1件 38,000円
 - (エ) 1,000平方メートルを超え3,000平方メートル以内
のもの 1件 67,000円
 - (オ) 3,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内
のもの 1件 109,000円
 - (カ) 5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以
内のもの 1件 173,000円
 - (キ) 10,000平方メートルを超え20,000平方メートル
以内のもの 1件 285,000円
 - (ク) 20,000平方メートルを超え30,000平方メートル
以内のもの 1件 343,000円
 - (ケ) 30,000平方メートルを超えるもの 1件 393,0
00円
- (61)の5 特定変更認定申請に対する審査で、その計画変更が1号基
準に適合するかどうかを判定するもの（一戸建ての住宅等（認定新
築計画に係るものを除く。）に係るものに限る。） 前号アに定め
る額に1件につき51,000円を加えて得た額
- (61)の6 特定変更認定申請に対する審査で、その計画変更が1号基
準に適合するかどうかを判定するもの（複数住戸共同住宅等（認定
新築計画に係るものを除く。）に係るものに限る。） 第61号の
4イに定める額に、当該複数住戸共同住宅等の存する建築物の当該
計画変更に係る部分の全体について次に掲げる床面積の合計の区分
に応じそれぞれアからケまでに定める額（同時に複数の特定変更認
定申請があった場合は、当該額をこれらの特定変更認定申請のあつ
た計画変更に係る住宅の戸数の合計で除して得た額）を加えて得た
額

- ア 200平方メートル以内のもの 1件 51,000円
- イ 200平方メートルを超え500平方メートル以内のもの 1件 131,000円
- ウ 500平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの 1件 208,000円
- エ 1,000平方メートルを超え3,000平方メートル以内のもの 1件 428,000円
- オ 3,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの 1件 784,000円
- カ 5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの 1件 1,377,000円
- キ 10,000平方メートルを超え20,000平方メートル以内のもの 1件 2,583,000円
- ク 20,000平方メートルを超え30,000平方メートル以内のもの 1件 3,754,000円
- ケ 30,000平方メートルを超えるもの 1件 4,644,000円

(61)の7 変更認定申請に対する審査で、その計画変更が2号等基準に適合するかどうかを判定するもの（認定新築計画に係るものを除く。） 第61号の4に定める額に、次に掲げる区分に応じそれぞれア又はイに定める額を加えて得た額

- ア 当該変更認定申請のあった計画変更が一戸建ての住宅等に係るものである場合 1件 9,300円
- イ 当該変更認定申請のあった計画変更が複数住戸共同住宅等に係るものである場合 当該複数住戸共同住宅等の存する建築物の当該計画変更に係る部分の全体について、次に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ(ア)から(ケ)までに定める額（同時に複数の変更認定申請があった場合は、当該額をこれらの変更認定申請のあった計画変更に係る住宅の戸数の合計で除して得た額）
 - (ア) 200平方メートル以内のもの 1件 9,300円

- (イ) 200平方メートルを超え500平方メートル以内のもの
1件 16,000円
- (ウ) 500平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの
1件 23,000円
- (エ) 1,000平方メートルを超え3,000平方メートル以内のもの
1件 47,000円
- (オ) 3,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの
1件 62,000円
- (カ) 5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの
1件 78,000円
- (キ) 10,000平方メートルを超え20,000平方メートル以内のもの
1件 140,000円
- (ク) 20,000平方メートルを超え30,000平方メートル以内のもの
1件 187,000円
- (ケ) 30,000平方メートルを超えるもの 1件 234,000円

第2条第1項第62号ア中「一戸建ての住宅等」の前に「当該申出のあった計画又は計画変更が」を加え、「第60号」を「第60号ア」に、「から第61号の5まで又は前号」を「(同号アに係る部分に限る。）」、第61号の4ア、第61号の5又は前号(同号アに係る部分に限る。）」に、「申出のあった計画」を「計画又は計画変更」に、「加算して」を「加えて」に改め、同号イ中「複数住戸共同住宅等」の前に「当該申出のあった計画又は計画変更が」を加え、「第60号」を「第60号イ」に、「から第61号の4まで」を「、第61号の3(同号イに係る部分に限る。）」、第61号の4イ」に、「前号」を「前号(同号イに係る部分に限る。）」に、「加算して」を「加えて」に改め、同号イ(ア)中「認定申請戸数」を「当該申出のあった計画に係る住宅の戸数の合計」に改め、同号イ(イ)中「変更認定申請戸数」を「当該申出のあった計画変更に係る住宅の戸数の合計」に改め、同項第63号を次のように改める。

- (63) 長期優良住宅法第8条第2項において準用する長期優良住宅法第5条第1項から第5項までの規定に基づく計画変更の認定の申請（長期優良住宅法第9条第1項又は第3項に規定する場合におけるものに限る。以下この号において「変更認定申請」という。）に対する審査 次に掲げる区分に応じ、それぞれア又はイに定める額
- ア 当該変更認定申請のあった計画変更が一戸建ての住宅等に係るものである場合 1件 16,000円
- イ 当該変更認定申請のあった計画変更が複数住戸共同住宅等に係るものである場合 当該複数住戸共同住宅等の存する建築物の当該計画変更に係る部分の全体について、次に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ(ア)から(ケ)までに定める額（同時に複数の変更認定申請があった場合は、当該額をこれらの変更認定申請のあった計画変更に係る住宅の戸数の合計で除して得た額）
- (ア) 200平方メートル以内のもの 1件 16,000円
- (イ) 200平方メートルを超え500平方メートル以内のもの 1件 28,000円
- (ウ) 500平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの 1件 47,000円
- (エ) 1,000平方メートルを超え3,000平方メートル以内のもの 1件 90,000円
- (オ) 3,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの 1件 133,000円
- (カ) 5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの 1件 193,000円
- (キ) 10,000平方メートルを超え20,000平方メートル以内のもの 1件 326,000円
- (ク) 20,000平方メートルを超え30,000平方メートル以内のもの 1件 405,000円
- (ケ) 30,000平方メートルを超えるもの 1件 485,000円

第2条第1項第64号中「基づく認定計画実施者の」を「よる同条に規定する認定に基づく」に改め、同項第67号の2中「申請書に」の次に「住宅品質確保法第6条第1項に規定する」を加える。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、令和4年2月20日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の尼崎市建築物等関係事務手数料条例第2条第1項第59号から第63号までの規定は、この条例の施行の日以後の請求に係る手数料について適用し、同日前の請求に係る手数料については、なお従前の例による。

(説 明)

住宅の質の向上及び円滑な取引環境の整備のための長期優良住宅の普及の促進に関する法律等の一部を改正する法律（令和3年法律第48号）の制定等に伴い、条例改正が必要であることから、本案を提出する。

その他

議案第 89 号

工事請負契約について

本庁舎中館受変電設備改修工事請負契約を次のとおり締結するため、議決を求める。

令和 3 年 1 2 月 7 日提出

尼崎市長 稲 村 和 美

- | | | |
|---|--------|---|
| 1 | 契約の目的 | 本庁舎中館受変電設備改修工事請負のため |
| 2 | 契約の内容 | 工事場所 尼崎市東七松町 1 丁目 2 3 番 1 号
工事概要 電気設備工事 |
| 3 | 契約の方法 | 一般競争入札 |
| 4 | 契約の金額 | 3 1 3 , 7 2 0 , 0 0 0 円 |
| 5 | 契約の相手方 | 尼崎市武庫之荘 6 丁目 2 4 番 1 6 号
不二電気工事株式会社
代表取締役 藤 田 文 基 |

(説 明)

本庁舎中館受変電設備改修工事を施行するため、尼崎市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分を定める条例第 2 条の規定により、本案を提出する。

(参 考)

工事概要

種 別	内 容
電 気	電気設備工事 電灯設備工事 一式 動力設備工事 一式 受変電設備工事 一式 電力貯蔵設備工事 一式 その他付帯設備工事 一式

議案第90号

権利の放棄について

災害援護資金の貸付けを受けた者の連帯保証人に対して有する権利について、次のとおりその権利を放棄するため、議決を求める。

令和3年12月7日提出

尼崎市長 稲 村 和 美

- 1 権利の内容 阪神・淡路大震災に係る災害援護資金（以下「災害援護資金」という。）の貸付けを受けた者（当該貸付けに係る償還期間の終期から10年を経過してもその償還が完了していない者に限る。以下「借受人」という。）の連帯保証人に対して有する次に掲げる金銭に係る連帯保証債務履行請求権
- (1) 災害援護資金に係る貸付金の元金（以下「元金」という。）
 - (2) 元金に係る利子（以下「利子」という。）
- 2 相手方
- (1) [Redacted]
 - ア [Redacted]
 - イ [Redacted]
 - ウ [Redacted]
 - (2) [Redacted]
 - ア [Redacted]
 - イ [Redacted]
 - ウ [Redacted]

- (3) [Redacted]
- (4) [Redacted]
- (5) [Redacted]
- (6) [Redacted]
- (7) [Redacted]
- (8) [Redacted]

3 金 額 等

- (1) [Redacted]
- ア [Redacted]
- イ [Redacted]
- ウ [Redacted]

元金 1, 4 8 2, 7 6 7 円 及 び 利 子 1 2 3, 7 4 3 円

- (2) [Redacted]
- ア [Redacted]
- イ [Redacted]
- ウ [Redacted]

元金 1, 4 9 9, 7 9 3 円 及 び 利 子 1 2 6, 4 7 7 円

- (3) [Redacted]

元金 5 3 4, 5 9 3 円 及 び 利 子 2 1, 4 2 2 円

- (4) [Redacted]

元金 5 4 9, 7 1 4 円 及 び 利 子 1 6, 9 7 5 円

- (5) [REDACTED]
元金 822,279 円及び利子 41,993 円
- (6) [REDACTED]
元金 1,336,977 円及び利子 111,683 円
- (7) [REDACTED]
元金 1,462,087 円及び利子 120,423 円
- (8) [REDACTED]
元金 1,550,012 円及び利子 119,368 円

- 4 放棄の理由 借受人の連帯保証人のうち当該借受人の収入及び資産の状況により当該借受人が災害援護資金に係る貸付金を償還することが著しく困難であるものに対して本市が有する権利を放棄し、その後に災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和48年法律第82号）に基づき当該借受人の本市に対する災害援護資金に係る貸付金の償還を免除することにより、当該貸付金の額に相当する額の兵庫県の本市に対する貸付金について、同法に基づきその償還の免除を受けることができるため

（説明）

地方自治法第96条第1項第10号の規定により、本案を提出する。

議案第91号

指定管理者の指定について

尼崎市立すこやかプラザの指定管理者を次のとおり指定するため、議決を求める。

令和3年12月7日提出

尼崎市長 稲村和美

- | | | |
|---|-------|--|
| 1 | 施設の名称 | 尼崎市立すこやかプラザ |
| 2 | 施設の位置 | 尼崎市七松町1丁目3番1-502号 |
| 3 | 指定管理者 | 尼崎市南武庫之荘1丁目18番11-102号
特定非営利活動法人子どものみらい尼崎
理事 濱田格子 |
| 4 | 指定期間 | 令和4年4月1日から令和9年3月31日まで |

(説明)

尼崎市立すこやかプラザの指定管理者を指定するため、地方自治法第244条の2第6項の規定により、本案を提出する。

議案第 92 号

指定管理者の指定について

尼崎市立美方高原自然の家の指定管理者を次のとおり指定するため、議決を求める。

令和 3 年 1 2 月 7 日 提出

尼崎市 長 稲 村 和 美

- | | | |
|---|-------|--|
| 1 | 施設の名称 | 尼崎市立美方高原自然の家 |
| 2 | 施設の位置 | 兵庫県美方郡香美町小代区新屋 1 4 3 2 番地の 3 5 |
| 3 | 指定管理者 | 東京都荒川区西日暮里 5 丁目 3 8 番 5 号
公益財団法人日本アウトワード・バウンド協会
代表理事 飯 田 稔 |
| 4 | 指定期間 | 令和 4 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 3 1 日まで |

(説 明)

尼崎市立美方高原自然の家の指定管理者を指定するため、地方自治法第 2 4 4 条の 2 第 6 項の規定により、本案を提出する。

議案第 93 号

指定管理者の指定について

尼崎市立青少年いこいの家の指定管理者を次のとおり指定するため、議決を求める。

令和 3 年 1 2 月 7 日 提出

尼崎市 長 稲 村 和 美

- | | | |
|---|-------|---|
| 1 | 施設の名称 | 尼崎市立青少年いこいの家 |
| 2 | 施設の位置 | 兵庫県川辺郡猪名川町万善字東山 6 番地の 1 |
| 3 | 指定管理者 | 尼崎市スポーツ振興事業団・イオンディライト共同体
代表者
尼崎市西長洲町 1 丁目 4 番 1 号
公益財団法人尼崎市スポーツ振興事業団
代表理事 福 井 進 |
| 4 | 指定期間 | 令和 4 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 3 1 日まで |

(説 明)

尼崎市立青少年いこいの家の指定管理者を指定するため、地方自治法第 244 条の 2 第 6 項の規定により、本案を提出する。

(参 考)

指定管理者の構成団体

指定管理者 尼崎市スポーツ振興事業団・イオンディライト共同 体	
代表者	尼崎市西長洲町1丁目4番1号 公益財団法人尼崎市スポーツ振興事業団 代表理事 福井 進
構成員	大阪府中央区南船場2丁目3番2号 イオンディライト株式会社 代表取締役 濱田 和成

議案第94号

和解について

次の土地引渡し等反訴請求事件について、次のとおり和解に応じるため、議決を求める。

令和3年12月7日提出

尼崎市長 稲 村 和 美

- 1 事 件 名 令和3年（ワ）第202号土地引渡し等反訴請求事件
- 2 裁 判 所 神戸地方裁判所尼崎支部
- 3 当 事 者 反訴原告兼被告

反訴被告兼原告

尼崎市東七松町1丁目23番1号

尼 崎 市

代表者 尼崎市長 稲 村 和 美

- 4 事件の概要 本市は、本市所有の土地に係る使用貸借契約が終了したにもかかわらず、その所有する建物を収去せずに当該土地を不法に占有している■■■■■
■■■■■に対して、当該建物を収去した上で当該土地を明け渡すよう求めたが、被告はこれに応じないので、当該建物の収去及び当該土地の明渡し並びに明渡しに至るまでの当該土地の貸付料の額に相当する額の損害賠償金又は不当利得金の支払の判決を求め、神戸地方裁判所尼崎支部に訴えの提起をしたところ、同法人から、本市に対し、1億3000万円の支払いを受けると引き換えに、別記物件目録の土地の引渡し及び所有権移転登記手続きを求める反訴の提起があったもの

5 和解条項の内容

- (1) 本訴原告兼反訴被告（以下「原告」という。）は、本訴被告兼反訴原告（以下「被告」という。）に対し、裁判所が指定する日（以下「指定日」という。）、別記物件目録記載の土地（以下「本件土地」という。）を代金 1 億 5 3 0 0 万円で売り渡し、被告はこれを買受ける。
- (2) 被告は、原告に対し、(1)の売買代金 1 億 5 3 0 0 万円を指定日に支払い、原告はこれを受領した。
- (3) 原告は、被告に対し、本件土地について、(1)の売買を原因とする所有権移転登記手続をする。ただし、登記手続費用は、被告の負担とする。
- (4) 原告と被告は、(1)の売買契約が、原告と被告間の平成 5 年 6 月 3 0 日付け工業系専門学校の設置に関する基本協定書 1 5 条 1 項に買取特約が存し、被告が本件土地上で平成 6 年以降学校を運営してきたことを前提として裁判所がした和解勧告に基づき締結されたものであって、被告は引き続き教育関係事業の用に供する目的で本件土地を買受けたことを確認する。
- (5) 原告は、その余の本訴請求を放棄する。
- (6) 被告は、その余の反訴請求を放棄する。
- (7) 原告と被告は、本件に関し、本和解条項に定めるほか、何らの債権債務が存在しないことを相互に確認する。
- (8) 訴訟費用は、各自の負担とする。

別記

物 件 目 録

所 在	尼崎市道意町 7 丁目
地 番	1 番 1 2
地 目	宅地

地 積 1 1 0 8 . 7 6 平方メートル

(説 明)

地方自治法第96条第1項第12号の規定により、本案を提出する。

議案第95号

市道路線の認定、廃止、一部廃止及び変更について

市道路線を次のとおり認定、廃止、一部廃止及び変更するため、議決を求める。

令和3年12月7日提出

尼崎市長 稲 村 和 美

1 認定しようとする路線

路 線 名	起 点
	終 点
市道第882号線	西川1丁目54
	西川1丁目97
市道第883号線	富松町2丁目1351-2
	富松町2丁目1352-1
市道第884号線	南塚口町7丁目70
	南塚口町7丁目68
市道第885号線	南塚口町8丁目1048
	南塚口町8丁目1024

2 廃止しようとする路線

路 線 名	起 点
	終 点
塚口第15号4町目線	塚口町1丁目9-7
	塚口町1丁目33-11
東富松第10号屋敷辰巳台線1号枝線	富松町1丁目584-2
	富松町1丁目585-18
貝原線2号枝線	上ノ島町1丁目855
	上ノ島町1丁目855
武庫之荘南部区画第158号線	上ノ島町1丁目874
	上ノ島町1丁目873

尾浜区画第18号線	南塚口町5丁目802-2
	南塚口町5丁目157-2
富松11号線	塚口町6丁目14-9
	塚口町6丁目9-7
高松地元線9号枝線	南塚口町7丁目325
	南塚口町8丁目878
塚口西区画第24号線	南塚口町8丁目656
	南塚口町8丁目878
垣ノ内線1号枝線	水堂町1丁目171-1
	水堂町1丁目171-1
水堂小路線3号枝線	西立花町2丁目256
	西立花町2丁目257
東富松フケ宮東線	富松町1丁目890-27
	富松町2丁目1363-11
武庫之荘南部区画第169号線	水堂町1丁目60-11
	水堂町1丁目60-10

3 一部廃止しようとする路線

路線名	廃止区間
塚口第5号御願塚線2号枝線	塚口本町2丁目425-1
	塚口本町2丁目423-23
塚口第12号村内南線2号枝線	塚口本町1丁目901-1
	塚口本町1丁目897-1
塚口第12号村内南線10号枝線	塚口本町1丁目906-1
	塚口本町1丁目911-19
塚口第14号池尻高松線	塚口町3丁目12-21
	南塚口町8丁目497

北ヶ市冬原線	富松町1丁目615-11
	上ノ島町1丁目62
上ノ島第2号高松地元線	南塚口町1丁目327-3
	南塚口町8丁目134
上ノ島第2号高松地元線	南塚口町8丁目656
	上ノ島町1丁目794
高松地元線8号枝線	南塚口町7丁目311-1
	栗山町2丁目95
大西村内線1号枝線	大西町2丁目233-5
	大西町1丁目235
橘区画第50号線	西立花町1丁目184
	西立花町1丁目200
今北水堂線	西立花町2丁目391
	西立花町2丁目257
水堂今北線	西立花町2丁目391
	西立花町2丁目391-3
塚口西区画第17号線	南塚口町8丁目923-3
	南塚口町8丁目703-1

4 変更しようとする路線

路線名		起 点
		終 点
栗山上ノ島線	旧	南塚口町8丁目126-1
		南塚口町8丁目1228
	新	南塚口町1丁目327-3
		上ノ島町1丁目794

(説明)

尼崎市立学校給食センター整備に伴う路線

- ・認定路線：市道第882号線

未認定路線及び重複区間の見直し調査により抽出した路線

- ・認定路線：市道第883号線
市道第884号線
市道第885号線
- ・廃止路線：塚口第15号4町目線
東富松第10号屋敷辰巳台線1号枝線
貝原線2号枝線
武庫之荘南部区画第158号線
尾浜区画第18号線
富松11号線
高松地元線9号枝線
塚口西区画第24号線
垣ノ内線1号枝線
水堂小路線3号枝線
東富松フケ宮東線
武庫之荘南部区画第169号線
- ・一部廃止路線：塚口第5号御願塚線2号枝線
塚口第12号村内南線2号枝線
塚口第12号村内南線10号枝線
塚口第14号池尻高松線
北ヶ市冬原線
上ノ島第2号高松地元線
高松地元線8号枝線
大西村内線1号枝線
橘区画第50号線
今北水堂線
水堂今北線

塚口西区画第17号線

・変更路線：栗山上ノ島線

以上の路線を認定、廃止、一部廃止及び変更するため、道路法第8条第2項（同法第10条第3項の規定において準用する場合を含む。）の規定により、本案を提出する。

議案第96号

指定管理者の指定について

橘公園、小田南公園、西向島公園及び猪名川公園並びに尼崎市立魚つり公園（軟式野球場及び多目的運動広場に限る。）の指定管理者を次のとおり指定するため、議決を求める。

令和3年12月7日提出

尼崎市長 稲 村 和 美

1 施設の名称及び位置

- (1) 橘公園 尼崎市東七松町1丁目
- (2) 小田南公園 尼崎市杭瀬南新町3丁目
- (3) 西向島公園 尼崎市西向島町
- (4) 猪名川公園 尼崎市椎堂1丁目及び豊中市利倉西1丁目
- (5) 魚つり公園（軟式野球場及び多目的運動広場に限る。） 尼崎市平左衛門町

2 指定管理者 パークマネジメント尼崎 代表者

大阪市西区江戸堀1丁目8番14号
株式会社日比谷アメニス大阪支店
支店長 藤 原 圭 介

3 指定期間 令和4年4月1日から令和9年3月31日まで

（説 明）

橘公園、小田南公園、西向島公園及び猪名川公園並びに尼崎市立魚つり公園（軟式野球場及び多目的運動広場に限る。）の指定管理者を指定するため、地方自治法第244条の2第6項の規定により、本案を提出する。

(参 考)

指定管理者の構成団体

指定管理者 パークマネジメント尼崎	
代表者	大阪市西区江戸堀1丁目8番14号 株式会社日比谷アメニス大阪支店 支店長 藤原 圭介
構成員	大阪市北区梅田1丁目2番2-1200号 株式会社ハウスビルシステム 代表取締役 坂下 芳史

議案第97号

負担付きの寄附の受納について

負担付きの寄附を次のとおり受納することについて、議決を求める。

令和3年12月7日提出

尼崎市長 稲 村 和 美

1 寄附の目的

小田南公園において、公園施設の更新によるスポーツ文化の振興、市民の健康増進、地域経済の活性化等に寄与するため。

2 寄附を受ける物件

小田南公園において寄附者が小田南公園整備事業により整備する公園施設及び附属物一式

所在	種類	構造等	予定数量
尼崎市 杭瀬南 新町3 丁目1 5外8 筆	硬式野球場	鉄筋コンクリート造 一部鉄骨造、地上3階 建	約21,000㎡
	軟式野球場	鉄筋コンクリート造、 地上2階建	約10,000㎡
	硬式野球練習場	—	約6,000㎡
	駐車場	—	約60台
	その他公園施設 一式	園路、広場、植栽、ベ ンチ等	—
	附属物一式	各施設に附属する備 品類等	—

3 寄附者

大阪市福島区海老江1丁目1番24号

阪神電気鉄道株式会社

代表取締役 秦 雅 夫

4 負担の内容

寄附物件の都市公園としての供用を開始した日から40年を経過する日まで、寄附者又は株式会社阪神タイガース（以下「寄附者等」という。）に対して、次の各号に掲げる措置を講ずること。

- (1) 寄附者に対して営業権（寄附物件に関する入場券販売等の運営や維持管理を行う権利、飲食・物品販売や広告販売等の収入を得る権利、寄附物件を無償で使用する権利）を付与し、当該営業権を十分に行使することができるようにすること。
- (2) 寄附物件のうち、硬式野球場及び硬式野球練習場については、寄附者等が指定する日を除き、寄附者等による専用使用を認めること。
- (3) 寄附者等が使用する「室内練習場」、「選手寮・クラブハウス」、「附属駐車場」等の敷地の用に供するため、小田南公園未供用地（尼崎市杭瀬南新町3丁目56番2外9筆）の土地の一部を寄附者等に使用させること。
- (4) 寄附物件の維持管理費の一部に充てるため、令和3年度時点の小田南公園の維持管理費相当額を寄附者に支払うこと。
- (5) 小田南公園未供用地（尼崎市杭瀬南新町3丁目56番2外9筆）の土地使用料相当額並びに寄附者等が小田南公園に関して負担する固定資産税、都市計画税及び事業所税相当額の範囲内において、補助金等により寄附者に対して支援すること。

（説 明）

地方自治法第96条第1項第9号の規定により、本案を提出する。

